

令和6年度建設工事等に係る入札・契約制度説明会

# 入札契約制度の留意事項等について

令和6年5月

山形県 県土整備部 建設企画課

# 入札契約制度の留意事項等について

- I 競争入札参加資格者名簿について
- II 電子入札の注意事項について
- III 入札参加資格の確認及び入札の効力について
- IV 建設工事等における低入札価格調査基準について
- V 契約書・契約約款の改正について
- VI 県の入札契約制度の改正について
- VII 発注見通しについて
- VIII 名簿変更届・低入札価格調査等について

# I 競争入札参加資格者名簿について

1 今年度は、令和7・8年度の競争入札参加資格者名簿の定期受付があります。

!! 受付期間は、

工事 : 令和6年11月上旬から中旬

コンサルタント等 : 令和6年11月中旬から月末

※ご案内は、各受付の1か月前を目途に行う予定です。

2 令和5・6年度の競争入札参加資格者名簿の追加受付は以下のとおりです。

	受付期間(土日、祝日を除く)	名簿登載期	審査基準日
追加受付	R6. 8. 1～R6. 8.10	R6.10. 1～R7. 3.31	R6. 7.31

(!) 大臣許可業者の皆様へ (お願い)

※新しい総合評定値通知書(経審結果)を受けた場合

※建設業許可を更新した場合

**必ず県にその写しを  
提出してください。**

名簿に搭載されていても、  
建設業許可や経審が切れている場合は入札に参加できません!!

# I 競争入札参加資格者名簿について

## 入札参加資格者名簿の変更について

### (1) 随時受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
共通	商号又は名称	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者名	なし	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者の役職名	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	本社の住所・郵便番号	なし	登記簿謄本(写)(法人) 委任状(受任者用)
	本社の電話番号	なし	なし
	資本金	なし	登記簿謄本(写)(法人)
	受任者名	—	委任状(受任者用)
	受任者の住所・郵便番号	—	なし
	受任者の役職名	—	使用印鑑届 委任状(受任者用)
	受任者の電話番号	—	なし
	実印	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届
	使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
	申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)
	新しい総合評定値通知書	総合評定値通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ	総合評定値通知書(写)
	建設業許可の更新	許可通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ	許可通知書(写)
	建設業許可の一部廃業	なし	なし
	許可番号の変更	なし	許可通知書(写)
	県内営業所の新設・廃止	なし	様式第22号の2「変更届出書」(写)
	J V名称、代表、出資比率の変更	協定書	—
	協同組合の代表	なし	—
測量・コンサル	営業登録の抹消	なし	なし
	県内営業所の新設	営業所調査(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)	営業所調査(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)
	県内営業所の廃止	なし	なし

出典: 山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

### (2) 追加受付期間のみ受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
建設工事	入札参加希望業種の追加	第2章2による総合評定値通知書	第2章2による総合評定値通知書
	許可区分の変更(特⇄般)	なし	許可通知書(写)
	役務の業種追加	付表6 役務の資格申請調書	付表6 役務の資格申請調書
測量・コンサル	入札参加希望業種の追加	(営業登録の登録証等)	(営業登録の登録証等)
	営業登録の追加	営業登録の登録証等	営業登録の登録証等
	技術者数の変更	資格の確認資料	資格の確認資料
	役務の業種追加	役務の資格申請に係る付表	役務の資格申請に係る付表
材料	入札参加希望品目の追加	なし	なし

出典: 山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

**！ 注意してください！**

指名通知が届いてから、慌てて変更手続を行うことになったり、電子入札に手続が間に合わず、紙入札しなければならなくなったケースが見られます。

登録内容が変更になる場合には、速やかにお手続くださいますようお願いいたします。

## Ⅱ 電子入札の注意事項について

山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の大部分を電子入札で執行しております。

電子入札システムで添付可能なファイルの容量は**10メガバイト**となっております。【R5.12月～】

### (1) 電子入札を対象とするものの大まかな考え方

入札区分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
調査・測量・設計 コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託 (除雪・維持修繕等)	△	△	△

○:原則として、電子入札により行うもの

△:できる限り、電子入札により行うもの

### ！ ICカードについての注意事項

- ① 商号名称・代表者・本店所在地が変更になった場合には入札参加資格者名簿の変更手続の後に、**ICカードの再登録が必要**です。
- ② 入札参加資格のないICカードで行った入札は**無効**になります。
- ③ 有効期限をご確認ください。

この場合、“**新しいICカード**”をご用意ください。

【カード情報】 ①企業名、 ②企業住所、 ③取得者氏名（代表者・受任者）、 ④連絡先名称・連絡先郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX・メールアドレス

### Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※ 参加資格申請時の添付資料漏れなどにより、  
参加資格なしとなるケースが見受けられます。

- 参加資格申請書の提出に当たっては、入札公告や入札説明書を十分確認していただき、求められている確認資料を漏れなく提出してください。
- 必要な確認資料のいずれか 1 つでも添付がない場合は、「入札参加資格なし」となります。
- 記入誤り、記入漏れなどの不備がないよう、提出の際は再度確認をお願いします。

# <条件付一般競争入札説明書抜粋>

## 2-3 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。この場合、

**必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。**

(2) 提出書類

イ 申請書

申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。

よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。

ロ 確認資料

2-4【確認資料一覧】のとおり

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の確認資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは10.0メガバイト（以下「MB」という。）以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参又は書留郵便により提出する場合にあっては、当該確認資料に、「山形県電子入札システムにより作製し印刷した申請書」を添付するものとする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

## 2-4【確認資料一覧】

〔注〕 設定した参加資格等に応じて適宜修正すること

※発注者記載例

必要資料	確認資料
○ イ	提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示 <b>施工実績を記載した書面</b> 様式第2号「同種工事の施工実績」
○ ロ	<b>施工実績とする工事に係る以下の書類</b> a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し <small>記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</small> b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し <small>cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。</small>
○ ハ 必須	<b>配置予定の技術者の資格等を記載した書面</b> 様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 <small>①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。                      ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。                      ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。                      ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。）。                      ⑤様式中の「特例監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。</small>
○ ニ 必須	<b>ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証裏面の写し）</b> <small>ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。</small>
○ ホ	<b>ハの技術者の経験工事に係る以下の書類</b> a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し <small>記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。</small> b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し
○ ヘ 必須	<b>総合評定値通知書の写し</b> <small>審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。                      ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。</small>
○ ト	<b>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料徴収済額通知書若しくは領収証等の写し</b> <small>への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。</small>
○ チ	<b>指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。）</b> <small>舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合                      ※日付の記入、記名押印のないものが提出された場合、参加資格なしとする。</small>

〔注〕 ①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。  
 〔注〕 ②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。

**資料提出前に、改めて確認をお願いします！！**

## Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※ 積算内訳書に不備がある場合は、入札無効となりますのでご注意ください。

- 入札説明書や積算内訳書作成マニュアルに従って作成、保存されていない内訳書を提出したため、無効の入札となるケースがあります。
- 決められた手順で保存を行わないと、作成時刻等必要なデータが自動生成されません。
- 積算内訳書の提出に当たっては、
  - ① 県が提供する指定ファイルを使用
  - ② 他者がダウンロードしたファイルを使用しない
  - ③ シート保護の解除や、保護領域の改変をしない
  - ④ 必須項目の未入力

などにも十分ご注意の上、適正に作成してください。

※ 積算内訳書を誤って提出した場合、差替えはできませんので、提出に当たっては、十分にご確認くださるようお願いいたします！！

# ＜条件付一般競争入札説明書抜粋＞

## 4 共通説明事項

### 4-1 入札及び開札

(1) 入札は、規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

(2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。**提出する積算内訳書は、県が山形県電子閲覧システムにより提供する指定ファイル**を山形県電子入札システムで提出する入札書に添付して行うものとする。提出する積算内訳書について、**指定ファイル以外の書式は認めないものとする**。ファイルの名称は「積算内訳書（工事名）（商号又は名称）」とすること。

ただし、ファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、CD又はDVD（以下「CD等」という。）に記録したファイルを持参又は書留郵便により提出することを認める。

CD等の提出に際しては、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きして、入札書受付締切日時までに、担当部局（契約担当）まで到達させること。また、山形県電子入札システムによる入札書には「積算内訳書は郵送又は持参による」旨の文書ファイルのみを添付すること。この文書ファイルはワード形式によるものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の〇（例：100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注記事項において「消費税等」という。）の率による。）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の〇分の100（例：110分の100（消費税等の率による。）に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

(6) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

入札に参加される際は、入札説明書や積算内訳書作成マニュアル(PDF)等をよく読んで提出くださるようお願いいたします。

## Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※以下の入札等についても無効となります。

- 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- 所定の日時までに到達しない入札
- 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

など

# IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

山形県では、ダンピング受注を防止し、価格だけではなく工事等の品質の確保を図るため、基準値より低い入札価格については調査の上、落札決定をしております。

## 【①建設工事】

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	H29.6～	H29.6～	R4.7～
直接工事費	97%	75%	85%
共通仮設費	90%	75%	85%
現場管理費	95%	75%	85%
一般管理費	65%	50%	60%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

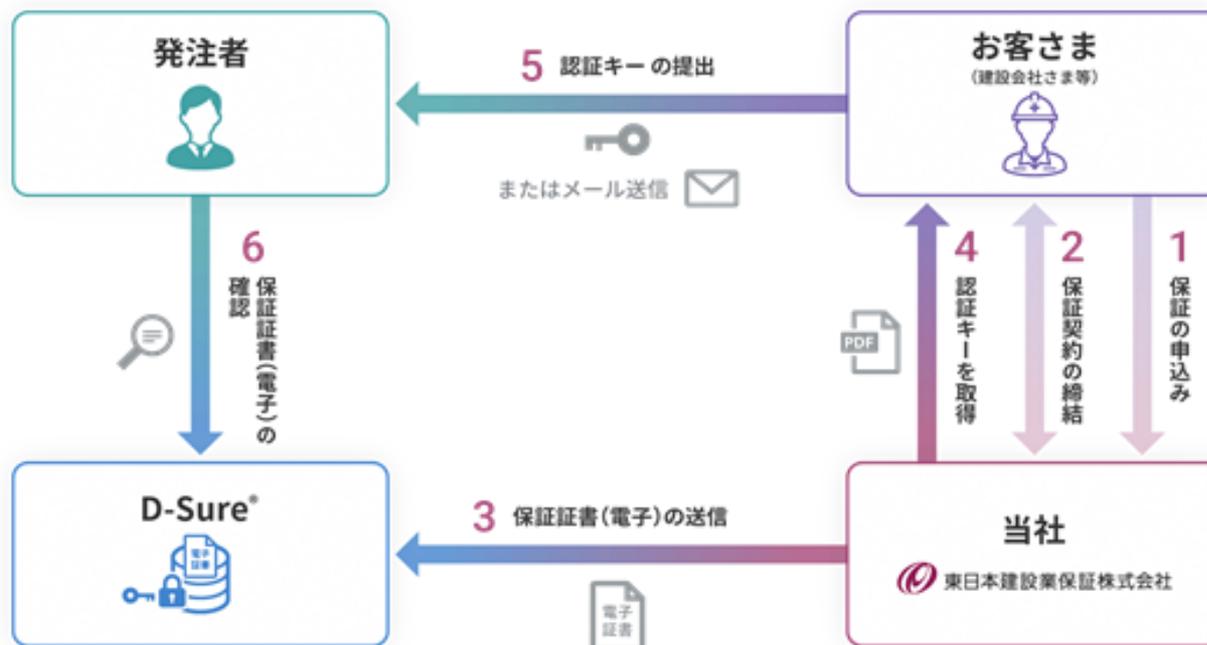
# IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

## 【②建設関連業務委託】（土木関係建設コンサルタントの場合）

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	R2.7～	H28.4～	R4.7～
直接人件費	100%	90%	95%
直接経費	100%	90%	95%
その他原価	90%	90%	90%
一般管理費	60%	30%	35%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

## V 契約書・契約約款の改正について

令和5年10月に契約保証や前払金保証の電子保証を導入



【東日本建設業保証株式会社HPより】

電子保証の利用を希望する場合は、各保証事業会社にお問い合わせください。

※金融機関、保険会社による保証は電子化対象外です。

## V 契約書・契約約款の改正について

令和6年5月1日～

○建設工事の前払金の使途拡大の期間延長

今年度も前払金の使途拡大に係る特例措置の期間を延長しております。

R6. 3. 31 → R7. 3. 31

※ 改正前に締結した契約につきましても、変更契約が可能な場合がありますので、発注部署にご相談ください。

## VI 県の入札契約制度改正について

### 令和5年7月～

#### 【復旧・復興JVの概要】 【新設】

大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の建設業者の施工力を強化するために結成される共同企業体

### 令和5年10月～

#### 【電子保証の導入】

保証事業会社による契約保証や前払金保証において、電磁的方法を利用した電子保証を導入。

### 令和5年12月～

#### 【電子入札システム 添付ファイル容量】

電子入札システムで添付できるファイルの容量を「3.0メガバイト（MB）」⇒「10.0MB」へ

## Ⅵ 県の入札契約制度改正について

【令和6年度の制度改正予定について】

令和6年7月～

- 総合評価落札方式（実施要領、ガイドライン）の改定 ⇒ 資料1
- 一部の建設工事における入札受付期間の見直し

【御注意ください！！】

- 例年7月以降に入札公告する案件から、様式が改まる場合があります。 ※特に総合評価落札方式

【切替時期の7月開札案件について】

入札公告等をご確認の上、公告等で指定されている様式で御提出をお願いします。

- 改正後の様式は県HPに今後掲載します。

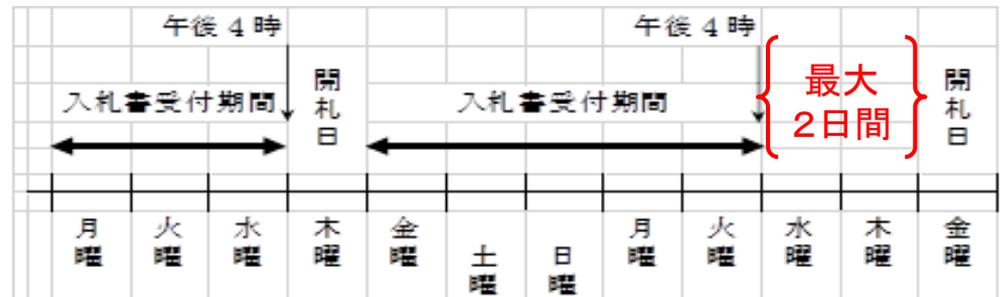
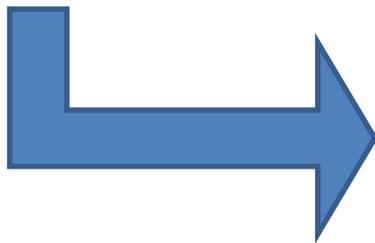
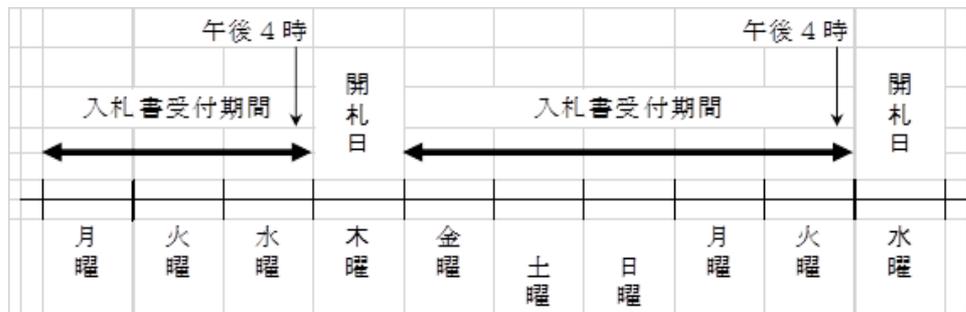
( [https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html) )

# Ⅵ 県の入札契約制度改正について

令和6年7月～

## 【一部の建設工事における入札受付期間の見直し】

高度な積算が必要な案件（橋梁整備等）では、発注課の判断で、入札受付期間最終日と開札日との間に期間（最大2日間）を設けることができることとする。



# Ⅶ 発注見通しについて



## 公表事項選択

発注見通し

建設工事等の発注見通しを  
ご覧いただけます。  
(4月、6月、8月、10月、1月、3月更新)

入札公告等

建設工事等に係る入札公告等  
をご覧いただけます。  
※随意契約、又は指名競争入札  
の案件については、入札公告及  
び入札説明書を閲覧出来ません。

入札結果

建設工事等に係る入札結果を  
ご覧いただけます。

成績評定結果

建設工事等に係る受注者の  
成績評定結果をご覧いただけます。

※本ページでは「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」に基づき、予定価格が250万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事関連業務委託を対象としています。

1. 山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の発注見通しについて、山形県ホームページ山形県入札情報公開サービスにより公開しております。
2. 公表は年6回 [4月、6月、8月、10月、1月、3月] 更新します。

◎施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進を図ってまいります。

## Ⅷ 名簿変更届・低入札価格調査等について

昨年度までの対応を踏まえて、以下のとおり予定しております。

- 1 入札参加資格者名簿に係る各種変更届については、持参又は郵送により提出してください。

※R5・6名簿に係る追加受付（8月）、R7・8名簿に係る定期受付（11月）については、あらためてお知らせいたします。

- 2 低入札価格調査を行う際は、状況に応じ、対面では行わず、電話やテレビ会議システム等による場合があります。

- 3 その他、入札契約制度に関して御相談いただく場合、まずは電話等にてお問合せください。